

6 会 監 第 170 号

令和 7 年 1 月 9 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課、納税課及び公共施設管理課）
- (2) 総務部（総務課、人事課及び契約検査課）
- (3) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、国保年金課及び健康増進課）
- (4) 建設部（都市計画課、まちづくり整備課、開発管理課、道路課及び建築住宅課）
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 公平委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会

3 監査対象事務

令和5年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局

イ 実施日 令和6年7月12日から同年11月7日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和6年10月29日及び同年11月8日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部の事務事業については、次のとおり改善等の必要を認める事項及び更なる事務執行の適正を期すべき事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○会津若松市納税貯蓄組合奨励金について（納税課）

納税貯蓄組合奨励金（以下「奨励金」という。）については、納税貯蓄組合法第10条において、納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の運営上必要な事務費を補うための補助金の交付が認められており、本市では、会津若松市納税貯蓄組合奨励規則（以下「規則」という。）により毎年交付を行っているものである。

奨励金については、令和4年度定期監査において、所管課における各組合の活動実態の把握が不十分であったため、所見を述べ、現行の事務の検証と、組合の役割や在り方についての見直しを求めたところである。それを受け所管課においては、令和5年1月25日付けで会津若松市納税貯蓄組合奨励規則取扱要領（以下「取扱要領」という。）を新たに制定し、その中で、

組合の運営に必要な事務費の対象外経費を明確にし、申請書兼事務費実績報告書には領収書等の経費の入出金を証する書類を添付するものとした。

今回の監査において、取扱要領等に基づき奨励金支出の内容を確認したところ、取扱要領第4条において対象外経費とされている組合長への報酬と思料される支出や、本来、町内会経費で賄うべき会館の火災保険料や机の購入費用、慶弔費等、疑義のある経費が見受けられ、所管課では、それら経費を組合の運営に必要な事務費として認めていたことが判明した。

このことについて、対面監査を実施し、所管課に確認したところ、今般の支出において、組合の運営に必要な事務費として疑義が生じる案件が多数あったことを認め、今後は添付書類の確認を励行するとともに、今年度中に規則及び取扱要領の見直しを実施し、奨励金の交付対象の更なる整理を図っていききたいとのことであった。

市は、現在、財務事務の適正化に取り組んでいるところであるが、当該奨励金の交付に係る事務について、令和4年度の定期監査に続き、再度同様の内容で改善を指導せざるを得ない状況にあったことは残念でならない。必要に応じた規則等の整理とそれに基づく適正な事務執行を確保するよう指導するものである。

加えて、昨今のコンビニ納付やキャッシュレス決済などの普及を始めとする納税環境の変化や、プライバシー保護の観点等を踏まえれば、組合の役割や在り方について改めて整理する必

要があるものと思料する。公平公正な事務執行が図られるよう努められたい。

○支出の方法について（会計課）

- ・低所得世帯・子育て世帯追加支援給付金、低所得世帯支援臨時給付金（地域福祉課）
- ・子育て世帯学校給食費等臨時支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金（こども家庭課）
- ・出産・子育て応援給付金（健康増進課）

今回の対象部局における給付金の支出について、その支出方法に着目し監査したところ、上記給付金は、資金前渡の方法により支出されていた。

資金前渡は、支払の場所や経費の性質等から、通常は現金で支払をするのではなく現金で支払をするのでなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような特定の経費について、長が地方公共団体の職員を指定して支払わせる制度である。支出の原則としては、正当債権者に対して直接支出されなければならないが、資金前渡の場合は、この原則の例外として、正当債権者ではない資金前渡職員に対して支払がなされ、資金前渡職員は、受け取った現金を自ら保管し、正当債権者へ支払い、その後精算を行わなければならない。

本市においては、今回の給付金をはじめ各種手当や報酬等についても、資金前渡の手法を用いて債権者の口座へ振込が行われていた。さらには、その多くが資金前渡職員を経由すること

なく、当該振込資金が、直接、市の会計管理者の口座から金融機関へ資金移動がなされていたことが分かった。

このようなことから、対面監査において、会計課に対し資金前渡という支出方法を選択している理由を確認したところ、「口座振込をする際、何らかの原因により振込ができなかった場合、資金前渡であれば振込口座の再確認や、現金支給への切替が円滑に実施でき、これは以前から継続して実施している手法である。」とのことであったが、法令等の解釈を踏まえた合理的理由は示されなかった。

資金前渡という手法は、支出に係る権限を資金前渡職員に委ねることから、資金管理のリスクや各所属における精算事務の手間も生じることとなる。

以上のことから、支出の例外である資金前渡という手法を用いてこれまで行ってきたものについて、改めて法令等に照らし当該手法を用いることが適切であるか否か、名目だけの資金前渡になっていないかを確認するとともに、資金管理のリスクや精算事務を削減する上でも、他自治体の事例も参考にできるだけ会計管理者から直接、債権者へ支出がなされるよう事務の改善に努められたい。

本市では、現在、「働き方改革」に取り組んでいるところであり、業務削減も主要な課題の一つである。資金前渡（名目上のものを含む。）という手法は、当然ながら資金前渡職員が会計管理者から現金を受け取らなければならない、給付金や報酬等の支払があれば、そのために出先機関を含む各所属の職員が会

計課や指定金融機関へ直接足を運ばなければならない。全庁的にこのような事務が削減されるだけでも、当該職員の事務の軽減に大いに資するものであることから、早急に取り組んでもらいたい。

○選挙用ポスター掲示板の購入及び選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託について（選挙管理委員会事務局）

次の2件について申し述べる。

ア 会津若松市長選挙用ポスター掲示板の発注の時期

令和5年7月23日告示、30日投開票の会津若松市長選挙における選挙用ポスター掲示板の購入については、結果して2回に分けて行われていた。1回目は4区画を令和5年5月29日に発注（納期6月19日）し、2回目はその追加分として2区画を令和5年7月5日に発注（納期7月11日）したものである。

対面監査において、追加発注の経緯を確認したところ、当初、立候補予定者3名を想定して4区画としたが、5月29日には新たに1名の立候補が表明され、6月中旬には更に1名から匿名で立候補を考えているとの電話連絡があったことから、これらの状況を見極め、7月3日の選挙管理委員会において、掲示板2区画を追加する決定がなされ、それに基づき発注したとのことであった。

結果論ではあるが、当時、その他候補者の動向も報じられていたこと、また、後述する掲示板の設置作業に係る日程を

踏まえれば、掲示板を発注する時期や区画数については、より慎重に判断がなされるべきであったと思料する。

イ 会津若松市長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託に係る変更契約

前述のとおり、ポスター掲示板の区画が追加されたことに伴い、既に契約していた掲示場の設置業務にも影響が生じた。

当初の掲示板（4区画、納期6月19日）の設置については、市内をA B Cの3地区に分け、市長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託として令和5年6月15日に契約（設置期間、6月19日から7月19日まで）したところであり、また追加した掲示板（2区画、納期7月11日）を設置（増設）するための変更契約を7月3日に締結した。

ここで着目したのは、各地区における増額金額に大きな差があることについてである。

当初契約額においては3地区ほぼ同額の120万円程度であったが、変更契約における増額については、A地区は336,600円、B地区は597,520円であったところ、C地区は1,540,000円であり、C地区の増額分のみ当初契約額の1.2倍を上回る額であった（末尾に参考として表記）。

このことについて、対面監査において選挙管理委員会事務局に確認したところ、当初契約で設置した掲示板（4区画）の設置状況を加味したことにより、2区画増設のための再設置等の手間による差が生じているとのことであった。また、3地区の設置状況は、随時選挙管理委員会事務局でも確認し

ており、とりわけC地区については、既に当初契約の4区画の設置が完了していたことから、再設置の手間を考えれば妥当であるとのことであつた。

しかしながら、監査事務局へ提出された書類を見る限りでは、2区画増設に係る設計及び積算に関するものとして、相手方への見積依頼書、見積条件（設置状況を加味する内容を含む変更仕様書）、相手方が見積るべき額の種類（増額又は総額）、相手方又は選挙管委員会事務局が把握する4区画掲示板設置の進捗状況等、さらには積算設計書の確認ができなかつた。

このことについて、選挙管理委員会事務局からは相手方と口頭で必要な協議や確認を行っていたが、その内容を書面では残していなかつた。また、設置の進捗状況については、順次確認をしていたとのことであり、後日、この設置状況については監査委員へ連絡があつたところである（末尾に参考として表記）。

以上のようなことから、次のとおり指導事項を示す。

財務事務においては、当該事務が適正に執行されたことを示す書類が必要であることは言わずもがなである。今般の変更契約に当たっては、基本的には3地区とも同一規模、同一内容での原契約であるにもかかわらず、掲示板設置状況に応じて契約額に著しく差が生じたことについては、たとえそのことを加味したとしても関係書類が存在しないため妥当であるとは判断し難く、不明瞭な事務であつたと言わざるを得な

い。予算執行に当たっては、所定の事務手続をする必要があり、その支出の根拠書類を整えることは、事後の説明責任を果たす上で欠かせないものである。以後、適正な事務処理に努められたい。

なお、今般の変更契約は先にアで述べた掲示板の発注に端を発するものである。予算が限られる中、日々状況の変化に対応する難しい判断が続いたものと思料するところではあるが、今後ともより適切な事務の執行に意を用いてもらいたい。

(参考)

会津若松市長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託について

	当初契約額	増額金額及び掲示場設置進捗状況 (7月3日現在)	変更後契約額
A地区	1,210,000円	336,600円 60/153箇所	1,546,600円
B地区	1,265,000円	597,520円 75/150箇所	1,862,520円
C地区	1,210,000円	1,540,000円 148/148箇所	2,750,000円